

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第98回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年3月31日（月） 14：03～14：40

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、
藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、折笠郵便課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

令和7年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可【諮問第
1265号】

開 会

○事務局（坂平） 皆様、お忙しいところ、お待たせいたしました。事務局の坂平です。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本日、委員7名中、今現在5名の委員の方に御出席をいただいております。定足数は満たしております。

それでは、定刻を過ぎましたので、郵政行政分科会第98回を開催いたします。恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第98回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項1件でございます。諮問第1265号「令和7年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省のほうから説明をお願いします。

○折笠郵便課長 総務省郵便課の折笠でございます。それでは、「令和7年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」、諮問第1265号につきまして、資料98-1に基づきまして御説明をいたします。

最初に、本日の諮問事項につきまして、概要を大まかに申し上げますと、お年玉法、それから大阪・関西万博特措法に基づきまして、令和7年用の年賀葉書等に付加された寄附金の配分等について御審議をいただくものということになります。

続いて、資料の構成について御説明を申し上げます。1ページが諮問書でございます。2ページから6ページまでがお年玉法、大阪・関西万博特措法それぞれに基づく寄附金に関する審査結果、7ページから19ページまでがそれぞれの寄附金に係る日本郵便株式会社からの認可申請書となっておりまして、20ページ以降が説明資料となっておりますので、説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、21ページを御覧ください。こちらの「①令和7年用として発行した寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について」でございますけれども、お年玉法に基づく通常分の年賀寄附金に関するものとなっております。

まず「第1 制度概要」について御説明をいたします。「1 日本郵便株式会社に

よる寄附金付郵便葉書等の発行等」でございますけれども、日本郵便株式会社はお年玉付郵便葉書等に関する法律、略称お年玉法に基づきまして、下に枠囲いしております①から⑩の各事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的といたしまして、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。その枠囲いの下の部分ですけれども、その際、日本郵便におきましては、お年玉法の規定に基づきまして寄附金を取りまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査に関する事項などを定めることとされております。そして、「2 総務大臣の認可」の部分でございますけれども、これらの事項を定めるに当たっては総務大臣の認可を受けることとされております。

22ページを御覧いただけますでしょうか。総務大臣がこの認可を行うに当たりましては、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議をした上で、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされておりました、本日諮問させていただいているものでございます。

条文は飛ばさせていただき、23ページを御覧ください。上段に寄附金配分までの流れを記載しております。令和7年分につきましては、昨年8月末に日本郵便が配分団体の公募を行っておりまして、9月から11月頭までの間、団体からの申請書の受付を行いました。その後、提出された申請について日本郵便において審査を行っておりまして、本年2月19日付で7ページの認可申請書が提出されております。これを受けまして、お年玉法第11条の規定に基づき、総務省から寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議を行った上で、本日諮問をしているというものでございます。なお、各大臣への協議におきまして、各事業に関して特段の反対意見はございませんでした。その上で、本件認可が適当との答申をいただきました際には、点線の部分でございますけれども、総務大臣が認可を行っておりまして、これを受けて会社から配分団体に通知をするという流れになります。

「第2 会社における寄附金配分の審査について」でございますけれども、認可申請に当たりまして、会社において行った審査について御説明をいたします。

まず、「1 配分申請に係る要件等」の「(1) 配分団体の要件」についてでございます。アのとおり、配分団体は社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人などの法人であること、また、イのとおり、団体が行う事業の内容が21ページのお年玉法に規定する①から⑩の事業であることを要件としております。

続いて「(2) 申請金額(上限)」についてです。原則といたしまして、1件につき500万円を上限としておりまして、申請は1団体につき1件のみとしております。また、原則として2年連続での配分は受けられないこととしておりますが、例外といたしまして、昨年度までと同様に、活動・チャレンジプログラムという区分がございます、こちらにつきましては上限を50万円とする一方で、最大4年間継続

して配分を受けることが可能となっております。

24ページを御覧ください。日本郵便株式会社において行われた審査の方法についてでございます。

「2 審査方法」のとおり、必要な書類の有無でありますとか、申請団体が形式的な要件に適合しているかといったことにつきまして、会社において形式審査を行った上で、社外の有識者から成る審査委員会において配分審査を行っております。資料が飛びまして恐縮でございますけれども、33ページを御覧ください。こちらが審査委員会の構成員である社外有識者の一覧となります。このうち上段の年賀寄附金審査委員が今回寄附金の配分審査を行った委員でございます。下段の年賀寄附金評価委員会につきましては、事業完了後に事業実施の翌年度に各事業の評価を行う委員会ということになります。

再び24ページにお戻りいただきまして、「(2) 配分審査」を御覧ください。審査委員会における具体的な審査の手順といたしましては、まず、各事業につきまして、1事業当たり2名の審査委員の方が【申請事業に期待する項目】ということで、先駆性、社会性、実現性、緊急性の4つの項目に関して採点を行いまして、各事業ごとの得点を算出いたします。その際、同点の案件があった場合につきましては、申請金額がより小さいといった【定量的条件の配慮】を加味して優先順位づけを行うということをやっております。また、各事業を担当する2名の審査委員の方は、費用の必要性でありますとか団体の自己負担能力などを踏まえまして、配分金額の査定も行っております。それらの結果を踏まえまして、全体について審査委員会において審議を行うという流れで審査を行っております。

25ページを御覧ください。このような審査を経た上で今回、日本郵便から申請があった内容が第3のとおりとなっております。まず、申請内容の1点目ということで、配分団体・配分金についてでございますが、配分団体は96団体、配分金は約1億5,851万円となっております。

参考1でございますけれども、令和7年の寄附金額の内訳がこちらでございます。寄附金付年賀葉書を85円にプラス寄附金5円ということで販売しているほか、寄附金付の年賀切手も販売しておりまして、合計で約2,697万枚が販売されまして、その寄附金額は約1億2,639万円となっております。

続いて参考2でございます。令和7年の寄附金額が、先ほど申し上げました約1億2,639万円でございますが、これに②といたしまして、前年度からの繰越金約4,305万円を加えまして、そこから後ほど内訳を御説明いたしますが、③の配分費用約976万円を除きました約1億5,969万円が、今回分の配分原資(④)になってまいります。この原資の中から配分審査の結果といたしまして、⑤配分金といたしまして、今回約1億5,851万円の配分を行いたいという申請内容となっております。

また、参考3でございますけれども、事業分類別の配分の状況でございます。昨年と同様に最も多いのが1号事業（社会福祉増進）でございます。次いで7号事業（青少年健全育成）になっております。具体的な配分団体、事業内容等は資料の8から12ページにありますので適宜御参照ください。

参考4でございますけれども、申請全体における採択の状況でございます。今回は申請件数が372件ということで、前年度よりも増加しているということでございます。そのうち配分予定件数が96件でございますので、件数ベースで申し上げますと採択率は25.8%ということになります。

26ページを御覧ください。申請内容の2点目といたしまして、「2 配分団体が守らなければならない事項」でございます。配分団体が守らなければならない事項ということで、ここの3つのポツでございますけれども、配分金は会社が配分を決定した事業の実施計画以外の用途に使用しないこと、実施計画を変更する場合はあらかじめ会社の承認を受けること、配分金とほかの資金を区分して経理することなどが定められているところでございます。これらにつきましては、昨年までのものと同内容になっております。

また、「3 配分金の使途についての監査に関する事項」ということで、配分団体は会社の監査に応じる義務があることのほか、監査の実施時期でありますとか監査の実施方法について定めているところでございます。こちらも昨年までと同様のものとなっておりますが、詳細については15ページに掲載がございます。

続いて27ページを御覧ください。ここからは、大阪・関西万博分の寄附金に係る配分についての資料になってまいります。先ほど御説明しました通常分と異なる部分を中心に御説明させていただければと思います。

まず、「第1 制度概要」でございますけれども、大阪・関西万博特措法の第23条に基づきまして、日本郵便株式会社は博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされております。この場合につきましては、博覧会協会をお年玉法に定める配分対象団体とみなしまして、お年玉法を適用することとされております。このため、これを受けて発行された大阪・関西万博に係る寄附金の配分につきましては、お年玉法に基づきまして、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続を取ることとなります。なお、昨年10月には大阪・関西万博の寄附金付郵便切手の配分等について認可をいただいているところでございますが、今回は参考資料の32ページを御覧いただければですけれども、寄附金付の年賀葉書、万博用のものも販売されておりますので、こちらに関するものになります。

27ページにお戻りいただきまして、下段に寄附金配分までの流れを記載しております。基本的に通常分の年賀寄附金に係るものと同様の流れとなっておりますが、対象となる団体が博覧会協会に限られるということで、公募や申請受付の時期が異

なっております。会社における審査以降の流れにつきましては、特段相違点はございません。また、各大臣への協議につきましては、こちらも特段の反対意見はございませんでした。

28ページを御覧いただけますでしょうか。寄附金配分の審査についてでございます。大阪・関西万博分について会社にて行った審査についてでございますが、まず、1の「(1) 配分団体の要件」についてでございます。配分団体につきましては、大阪・関西万博特措法上、博覧会の準備及び運営の事業を行う博覧会協会が対象とされているということでございまして、また、「(2) 申請金額(上限)」につきましては、上限はなしとなっております。その上で、実際に申請があった事業につきましては、このページの一番下にございます参考3に記載の大阪・関西万博ベストプラクティス記念イベントの1件の申請がございました。このイベントでございますけれども、2010年の上海万博以降、万博の都度行われているイベントでございまして、万博のテーマ、今回で言いますと「いのち輝く未来社会のデザイン」でございまして、こういったテーマを体現する良質のプロジェクトを世界的に公募いたしまして、昨年11月に25件選定されております。その選定されたプロジェクトにつきましては、万博期間中に会場内で展示を行っているわけでございますけれども、10月に各ベストプラクティスの受賞者が集合しまして、取組の発表であるとか交流を行うというイベントを実施するというところで、このイベントに関するものに使用したいということでございます。

続きまして、会社が行った審査方法についてでございます。「2 審査方法」のとおりでございますけれども、通常分の年賀寄附金と同様に形式審査を行った上で、同じ審査委員会におきまして、配分審査といたしまして、申請事業が博覧会の準備及び運営に係るものであることや、費用の必要性などについて審査を行っております。このような審査を行った上で、会社から申請された配分内容等が「第3 会社からの申請内容」のとおりでございます。「1 配分団体・配分金」にございますように、配分団体は博覧会協会、配分金は約929万円となっております。

参考1でございますけれども、寄附金額の内訳でございまして、寄附金付郵便葉書ということで、85円にプラス寄附金5円で販売しておりまして、合計約187万枚が販売されまして、寄附金額は約933万円となっております。

また、参考2ですけれども、寄附金額の合計約933万円から、こちらも後ほど内訳を御説明いたしますが、配分費用の約3万9,000円を除きました約929万円について配分を行いたいという内容となっております。

参考3の事業内容は、先ほど申し上げました大阪・関西万博ベストプラクティス記念イベントになっております。

次のページに行ってくださいまして、「2 配分団体が守らなければならない事項」、「3 配分金の使途についての監査に関する事項」につきましては、先ほどの

通常分と同じ内容が定められておりまして、具体的には18ページ、19ページに添付しておりますが、こちらが昨年10月の大阪・関西万博の切手に係るものと同一内容となっております。

2ページにお戻りいただけますでしょうか。以上、御説明申し上げました認可申請につきまして、お年玉法の規定に適合しているかを審査した結果でございます。2ページ、3ページがお年玉法に基づく通常分、4から6ページが大阪・関西万博特措法に基づく分の審査結果でございます。

まず、2ページの別紙1でございますけれども、通常分に関しまして、表の各項目について、左側の審査基準欄に記載しておりますお年玉法の規定内容に適合しているかを審査しております。

まず1つ目といたしまして、寄附金の額から控除される費用の額の妥当性についてでございます。お年玉法第7条第2項におきましては、寄附金から控除する経費ということで、アの寄附金付郵便葉書等の発行、販売、寄附金の取りまとめに必要な経費、イの寄附金の管理、配分金の交付、監査に要する経費の2つを定めております。また、このうちイの寄附金の管理、配分金の交付、監査に要する経費につきましては、お年玉法上、寄附金の額の1.5%に相当する額を限度とすることとされておりまして、今回につきましては、右の欄の一番下の※の部分になりますけれども、寄附金額が約1億2,639万円ですので、この1.5%ということで、約190万円が限度額になります。

その上で、審査結果及び理由でございますけれども、右側の欄の上の部分でございますが、提出があった費用の内訳について精査をしたところ、ア、イそれぞれの費用の額は適切に積算されているということ、また、資料の右下にありますとおり、イの部分に関しましては、実際に要した費用が約2,995万円でございますが、これが法定の限度額約190万円を超えているというところ、本件申請におきまして控除する額といたしましては、お年玉法で定める上限額である約190万円としていることから、いずれも控除される費用の額は妥当であるということで、審査結果は適としております。

続いて、審査基準の2つ目といたしまして、寄附金の配分団体、配分金額が適正に定められていることでございます。3ページにまたがっておりますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおりの手順で形式審査を行った上で、社外の有識者による審査委員会において審査を行っておりまして、その審査内容は適正であることと、配分団体、金額は妥当であると認められることから、審査結果は適としております。

また、3ページの中ほどでございますが、3つ目の審査基準、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項等が定められていることにつきましては、認可申請書の別添1-3、14ページとして提出されておりました。

て、先ほど御説明申し上げたとおり、必要な事項が定められていることから適としております。

4つ目の審査基準といたしまして、配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていることにつきましては、こちらにも別添の1-4、15ページとして提出をされておまして、こちらにも必要な事項が定められているということで適としております。

これらの審査結果から、2ページの審査結果冒頭にありますとおり、通常分に係る日本郵便からの認可申請書につきましては、お年玉法の規定に適合していることから、認可することが適当であると考えております。

続いて、4ページの別紙2を御覧ください。こちらは、大阪・関西万博分に関する審査結果でございます。1つ目の寄附金の額から控除される費用の額の妥当性についてでございます。お年玉法上定められている控除する経費につきましては、先ほどの通常分と同様に、ア、イが控除する費用ということで定められているところでございますが、このうちイの寄附金の管理、交付、監査のための経費につきましては、今回の大阪・関西万博分につきましては、寄附金の額の1.5%に相当する限度額というものが、右下の※にありますように、約14万円となります。

その上で審査結果、理由でございますけれども、こちらにつきましても、費用の内訳について精査したところ、それぞれの費用の額は適切に積算されていること、また、資料の右下にありますように、イの部分に関しましては、実際に要した費用として控除されている金額が約3万7,000円でございます。先ほど申し上げました法定の限度額約14万円を超えていないことから、控除される費用の額は妥当であるとして、審査結果を適としております。

5ページに行ってくださいまして、審査基準の2つ目、寄附金の配分団体、配分金額が適正に定められていることでございます。配分団体につきましては、万博特措法上、博覧会協会となっていること、また、配分金額につきましては、博覧会協会から事業費の内訳等の提出を受けまして、その一部に充てるものということで、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、審査結果は適としております。

審査基準の3つ目、4つ目でございますけれども、こちらにつきましては、認可申請書の別添2-2、2-3、18ページ、19ページとして提出をされているところでございまして、これらにつきましては、通常分と同様にそれぞれ必要な事項が定められているということで、適としております。

4ページの冒頭にお戻りいただきまして、これらの審査結果から、大阪・関西万博分に係る日本郵便からの認可申請書につきましては、大阪・関西万博特措法、お年玉法の規定に適合しているということで、認可することが適当であると考えております。

最後、1 ページに行っていただきまして、これらの審査結果を受けまして、1 ページの諮問書のとおり、本件に関する日本郵便の認可申請につきましては、お年玉法及び大阪・関西万博特措法の各規定に適合すると認められるということで、認可することとしたいということで諮問をさせていただくものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうにお申出ください。

三浦先生からどうぞ。

○三浦委員 教えていただきたいことがあるのですが、別添1－3です。先ほど折笠さんから御説明いただきましたが、配分を受ける団体が守らなければならない事項が結構細かく書かれていて、多分皆さんは守られていると思うのですが、例えば過去に計画どおりにいかなかったことを、隠したり正直に言わなかったりとか、要は、違法とまではいかないまでも、きちんと報告していなかったりとか、実装段階で当初のプレゼンテーションの内容よりも、かなり劣ったものだったというような事例はあったのでしょうか。もしお分かりになれば教えていただきたいなと思いました。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。基本的に事業が終わった後に、その翌年度に監査もやっているというところでございまして、そこで適正に行われているかの確認をいたしまして、何らか不適正な場合については是正されるように指示を出しているものと聞いているところでございます。日本郵便から聞いているところによりますと、これまで寄附金自体を不適正に使ったという団体はないということがあります。ただし、寄附金によるものであることを表示することを求めているところ、表示が不十分だったような事例はあって、これにつきましては、その場で指導や改善をお願いいたしまして、是正されてきていると承知をしております。

○三浦委員 分かりました。それから、国際博覧会は滅多に開催できないので、規模が大きく、中間に入っている代理店さんとか、そういうところの手数料の問題だったり、大手代理店が実質よりも、ほかのものより高額な中間手数料のようなものを取ったりするケースがまああるんですね。ですので、そのチェック等はどうなっているのかというのも気になったところではあります。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。大阪・関西万博分につきましても、先ほどの審査委員の方が、万博で行われる事業の一部であるということでありまして、費用の必要性等についても審査をいただいていると伺っております。そういった形で内容については適正性を担保していると考えているところでございまして、仮に余った額が出れば、それはそれで返還等の対応をしていただくことになるのかなと思っております。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。私のほうからも2点。事前にも御説明いただいたんですけど、1つは、年賀状の購入額が年々減っている中で、何か対応しなければいけないことがあるのかどうかというのが1点。

もう1点は、今回申請額がかなり増えたということで、何か工夫とか、前年度と違う点があったのかどうかという点をお伺いしたいと思います。お願いします。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。郵便物全体の通数が減少する中で、年賀状の販売も減少しているということで、これに伴いまして寄附金額も減少しているところは、まさに先生がおっしゃるとおりでございます。この件につきまして、年賀寄附金を活用した事業につきましては、引き続きニーズがあるということでありますとか、日本郵便におきましても、社会貢献活動の一環ということで、今後も継続する意向があると聞いているところでもございます。

また、先週27日に認可されました日本郵便の令和7年度の事業計画におきましても、年賀郵便物の利用の勧奨にも取り組んでいくといったようなことも記載されているところでございまして、今の時点で、何か抜本的に年賀寄附金に関する制度を見直すことを考えているところではございませんけれども、そういった点も含めて、引き続き今後の動向を見ながら、日本郵便とも相談しつつ検討してまいりたいと思っております。

もう1点、今回申請件数が増えたことについて、広報活動等、どういうふうにやっていたかという御質問かと思えますけれども、1つには広報活動といたしまして、例年やっておりますが、ポスター、チラシ等による営業活動のほか、窓口にポップを設置したり、活用事例集を自治体や社会福祉協議会、中間支援団体などにも配布して、周知広報することをやっているところでございます。特に、今回申請の際にもアンケートも取っているところでございますけれども、それによりますと、今回申請を行った団体が事業を知ったきっかけということで、昨年から伸びているものとしましては、行政や中間団体からの連絡で知ったでありますとか、あるいは助成金の説明会を、昨年までよりもより丁寧にやっているということも聞いておりまして、そういった辺りの影響があつて、今回、申請団体の数が昨年度よりも結構大きく増えたということかなと捉えているところでございます。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、実積委員、質問をお願いいたします。

○実積委員 実積です。御説明ありがとうございます。今の佐々木委員長の御発言と少しかぶるかもしれませんが、25ページの一番下、参考4のところなんですけど、採択率の件数あたりがかなり落ちているという事実が、変なメッセージとして伝わらないかというのを若干懸念します。寄附金をもらって活動する団体が、唯一の収入源は寄附金だけとは思わないんですけれども、寄附金をもらえる、もらえ

ないで活動規模がかなり違うことがあるんじゃないかなと思っています。そういつた中で、これまでは38%ですから3件に1件ぐらい通るはずだったのが、今年になって4件に1件になってしまったというのは、彼らが、お年玉寄付金の申請をしようと計画を立てるときに大きな影響を及ぼすと思うんですけど、その辺り、見通しはどういうふうに考えておられるかというのが1点目の質問です。

それから、先ほどの御説明の中で、少額のも物が優先される等という話があったんですけど、そうした審査において優先される順番、プライオリティーというか、同点の場合はこういうのが優先されますよとか、こういったもので点数をつけていますという情報はどのぐらいちゃんと開示されているのかどうか、その2点をお伺いします。

○佐々木分科会長　お願いします。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。おっしゃるとおり、原資全体が減っている中で、逆に申請に手を挙げてくれる団体は増えたということもありまして、今回採択率が下がってきているというところでございます。1つには、これもどこまでできるかというところがありますけれども、年賀自体の利用勧奨みたいところはしっかりやっていくことで原資の確保に努めていく必要があるのかなというのがございますのと、あと、これも毎年、大体8月頃に翌年分の年賀寄附金の募集の方向性等を決める検討もいたしまして、それを受けて、実際の公募を8月末頃からやっているというところでございますので、今でもチャレンジみたいな形で小さい金額でやっているところもありますけれども、引き続きどういう形であれば、よりニーズに合った形で利用していただけるかといったあたりも検討していく必要があるのかなと思っております。

併せて、プライオリティー付け、例えば、金額がより小さいほうがいいといったあたりも含めまして、公募の際には、こういった選定基準に基づきまして選定をしていくということはお示しをしているところでございますので、引き続きそういった点を分かりやすくお示しをしながら募集を行っていく必要があるかなと思っております。

○実積委員　分かりました。今回の件数の採択率が13%も大きく落ちているのは、これはその前から比べて、今年になって何か突然大きく落ちたのか、それとも、以前も20%台だったときはあるんでしょうか。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。例年、原資自体は継続的に減っているところでございますので、採択率については減少傾向にあると思います。ただ、今年につきましては、もちろんPRを積極的に行った結果、色々な団体が手を挙げてくださったことによる部分はあると思うのですが、申請を上げてきた団体の数が昨年度に比べますと結構大きく増えていることもございまして、例年以上に採択率は下がっていると認識しています。

○実積委員 分かりました。せっかく手を挙げてくださった団体が、採択率が低いので来年はやめたってならないように、少し工夫をしていただければと思います。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

○藤沢委員 藤沢です。いいですか。

○佐々木分科会長 はい。

○藤沢委員 ありがとうございます。既にこの立て付けは決まってしまうので、今回の件については異議は全くないんですけれども、今後のことでの御提案なんですけれども、今、寄附金が集まったら、それを全部すぐ分配しているわけなんですけれども、日本の政府としても今、資産運用立国ということを掲げているわけですので、こういう寄附金をある程度運用して、配当分を寄附に回していくというような形で、寄附の持続可能性みたいなものという、郵便基金みたいなものをおつくりになるのも一つの考え方であり、郵便事業の中にあるアセットマネジメント業みたいなものをそこで育てていくという、もう少し広い意味で、寄附金でもらったお金の使い方をぜひ今後御検討いただけたらありがたいなと思いました。使い切っちゃうと終わってしまうので、ぜひ御検討よろしくお願いします。

以上です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。今につきましても、例えば残った分につきましては、たしか運用するようなこともできる制度にはなっていたかと思えますけれども、やはり全体が減っていく中でどういう在り方が良いかという点につきましては、今、御意見をいただいた点も踏まえまして、今後しっかり検討できればと思います。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それ以外にございましたらチャット機能に、もしありましたらお申出いただければと思います。ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第1265号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局(坂平) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

なお、本日は予定どおり6名の委員の御参加の下で審議を行いましたことを申し

添えます。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

閉 会